

平成 15 年 1 月 29 日

民事法律扶助事業の現状と課題

財団法人 法律扶助協会
専務理事 藤井 範弘

1 はじめに

(1) 民事法律扶助法の意義

国は、民事法律扶助事業の適正な運営を確保し、その健全な発展を図るため、民事法律扶助事業の統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その周知のために必要な措置を講ずるものとする(第3条1項)

(2) 民事法律扶助事業の概要

代理援助

民事裁判等手続の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替え(第2条1号)

書類作成援助

依頼又は囑託を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類を作成を依頼し又は囑託して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替え(第2条2号)

法律相談援助

法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談(刑事に関するものを除く。)を実施すること(第2条3号)

2 民事法律扶助事業の現状

(1) 民事法律扶助事業の推移

	11年度	12年度	13年度	14年度(予定)	15年度(予定)
代理援助	12,744	20,098	29,855	37,000	42,600
書類作成援助		163	1,063	1,800	3,000
法律相談援助	22,362	35,505	49,802	61,650	80,000
合計	35,106	55,766	80,720	100,450	125,600

(2) 国の補助金等の推移

(単位千円)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度(予定)
当初予算	580,167	1,842,648	2,152,251	2,632,614	3,078,000
事業費 補正追加	329,614		280,000	307,330	
合計	909,781	1,842,648	2,432,251	2,939,944	3,078,000
事務費		299,439	389,455	350,272	410,000
広報宣伝委託謝金	3,060	17,401	28,255	15,572	11,000
合計	912,841	2,159,491	2,854,947	3,305,788	3,500,000

(3) 平成14年度の事業の実施方針

支部四半期別実施計画の作成と実績との対照

代理援助は支部四半期実施計画に基づき3か月毎に決定件数を制限

自己破産事件の優先順位の設定

支部は実施計画の範囲内で事業を執行するために破産事件について優先順位設定

(4) 平成14年度の事業の問題点

十分な援助が実施できない

年度途中で援助要件の変更を余儀なくされる

利用者の扶助離れが生じる

事件数の増加に伴い、事務局の負担が加重となる

3 民事法律扶助事業の課題

(1) 民事法律扶助法の問題点

指定法人の法的性格

民事法律扶助法は、指定法人という手法を採用したが、その法的性格が行政事務代行型か民間活動活用型か判然としないため、民事法律扶助事業が国の事業か民間の事業か疑義を残す結果となった。しかし、国はこれを民間活動活用型と理解し、事業費の一部を補助すれば足りるとして、管理費に対する補助が著しく制約されることとなった。

補助金事業の限界

民事法律扶助法は、事業費を補助金という名目で交付するという形をとったため、指定法人が一般の補助金交付団体と同列で扱われることとなり、補助金の増加の足かせとなってしまう。

裁判手続に特化した民事法律扶助

民事法律扶助法は、裁判手続の援助を中心に構成されていて、対象事件・対象者を限定する結果となっている。従って、指定法人はその他の扶助事業については、独自に財

源を確保したうえで自主事業として実施せざるを得ず、事業の発展を制約している。

実施方法の限定

民事法律扶助法は、裁判手続の代理援助の実施方法をジュディケアを中心に構成したため、年間の予算管理が構造的に困難となっている。

(2) 民事法律扶助事業の課題

対象事件・対象者の範囲について

a. 民事法律扶助制度は、社会的紛争の予防と迅速かつ適切な紛争解決のための総合システムとして位置付けられるべきである。この見地より、対象事件を裁判手続に特化せず、行政手続や各種のADRその他法律相談、法律情報の提供などに及ぼすべきである。

b. 資力要件の下で、援助が受けられる国民等の範囲は、所得の下から2割層とされているがさらに拡充すべきであり、また、未成年者、犯罪被害者、障害者など事件の性質上資力要件を課すべきでない援助も検討すべきである。

利用者負担の在り方について

現在の民事法律扶助法は、費用の立替制度であり原則として費用の全額の償還を求めている。しかし、この制度が利用者の利用を阻害していると考えられ、原則償還制の見直しが必要と言える。

仮に、償還制を維持するのであれば、金銭の交付を期待できる事件を立替制とし、その余の事件については資力に応じて負担金を課す制度などを検討すべきである。

運営主体の在り方について

民事法律扶助事業の全国的に均質な遂行のためには、事業費の増額はもとより支部組織の強化が不可欠であり、管理費の大幅な増額が必要となる。

しかし、現行の指定法人・補助金行政の下ではおのずから限界があり、組織の見直しも含めて検討する必要がある。

実施方法について

ジュディケアに限定した民事法律扶助の実施には限界があり、事件数の増加に柔軟に対応するためには、フランチャイズ制、コントラクト制、スタッフ制などの導入も検討すべきであり、運営主体自らが公設事務所や仲裁機関を設置して事業を実施することなども考えるべきである。

4 リーガルサービスセンター（仮称）構想

(1) リーガルサービスセンター

リーガルサービスセンターは、 弁護士・ADR機関の紹介を含む司法アクセス機能、 民事法律扶助事業、 公的刑事弁護、 消費者問題・いじめ相談などの相談業務を担当する機関として構想され、全国に数百箇所の拠点を設置するとされている。

しかし、リーガルサービスセンターは、 犯罪被害者援助・外国人への法律援助・難民法律援助・精神障害者への援助など現在法律扶助協会が自主事業として実施している各種事業、さらに、 調停・仲裁機関としての機能、 公設事務所の設置・運営（都市型公設、過疎偏在型公設を含む） 国民への法律情報の提供など、幅広い事業を実施する機関として構想すべきである。

そして、これらの構想が正しく制度設計され実現すれば、国民の民事・刑事へのアクセスは大幅に改善されることになる。

（２）リーガルサービスセンターの留意点

非特定独立行政法人

理事長の任命

役員の兼職禁止

事業費の確保

自主事業の実施

地方自治体との提携

弁護士会の公設事務所・法律相談センターとの関係

弁護士費用

事業の国家管理

法律扶助事業の活性化

５ おわりに

民事・刑事を含め法律扶助制度の整備・拡充は、今回の司法改革の議論の中の最も重要な柱の一つであり、法律扶助事業を国民の視点にたって改革するためには何が必要かなどの見地より、抜本的な検討が求められている。